

(保健師、助産師、看護師、准看護師) 業務従事者届 (令和2年12月31日現在)

①主たる業務	1. 保健師業務 ※主たる業務を1～3より1つ選択し、右欄に数字を記入ください。	2. 助産師業務	3. 看護師業務	①	
ふりがな				②性別 ※いずれか選択し、右欄に数字を記入ください。 1. 男 2. 女	②
氏名				③生年月日※年齢を右欄に記入ください。 1 令和 2 平成 3 昭和 4 西暦 年 月 日	③
現住所	都道府県				
免許の種別	登録番号			登録年月日	
保健師籍	厚生労働省(都道府県) 第		号	1 令和2平成 3 昭和	年 月 日
助産師籍	厚生労働省(都道府県) 第		号	1 令和2平成 3 昭和	年 月 日
看護師籍	厚生労働省(都道府県) 第		号	1 令和2平成 3 昭和	年 月 日
准看護師籍	都道府県 第		号	1 令和2平成 3 昭和	年 月 日
業務に 従事 する 場所 (※別紙参照)	④従事先について下記の1～28より1つ選択し、右欄に数字を記入ください。				④
	・病院 1. 病院 ・診療所 2. 有床 3. 無床 ・助産所 分娩の取扱いあり (4. 開設者 5. 従事者 6. 出張のみによる者) 分娩の取扱いなし (7. 開設者 8. 従事者 9. 出張のみによる者) ・訪問看護ステーション 10. 管理者 11. 従事者 ・介護保険施設等 12. 介護老人保健施設 13. 介護医療院 14. 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 15. 居宅サービス事業所 16. 居宅介護支援事業所 17. その他 ・社会福祉施設 18. 老人福祉施設 19. 児童福祉施設 20. その他 ・地域包括支援センター 21. 市町村 22. 市町村以外 ・保健所、都道府県又は市町村 23. 保健所 24. 都道府県(23を除く) 25. 市町村(23を除く) ・上記以外 26. 事業所 27. 看護師等学校養成所又は研究機関 28. その他				
	所在地	岩手県	市町村	電話番号(- -)	
	名称				
	⑤設置主体	1. 県立及び市町村立 2. 公的(国立、日赤及び済生会) 3. 民間 ※いずれか選択し、右欄に数字を記入ください。			⑤
⑥雇用形態	1. 正規雇用 2. 非正規雇用 (1又は3に該当しない者) 3. 派遣 (紹介予定派遣を含む) ※1～3より1つ選択し、右欄に数字を記入ください。			⑥	
常勤換算	⑦ 1. フルタイム労働者 2. 短時間労働者 ※別紙記入例参照 ※いずれか選択し、右欄に数字を記入ください。			⑦	
	※上記で「2. 短時間労働者」を選択した方のみ回答ください。 ⑧常勤換算数を右欄に記入ください。(例: 0.5 など) ※別紙記入例参照			⑧ 0. 人	
⑨従事期間等	・従事期間1年未満(従事開始の理由: 1. 新規 2. 再就業 3. 転職 4. その他) ・従事期間1年以上2年未満(従事開始の理由: 5. 新規 6. 再就業 7. 転職 8. その他) ・従事期間2年以上(9. 従事期間2年以上) ※別紙記入例参照 ※1～9より1つ選択し、右欄に数字を記入ください。			⑨	

【注意】裏面に「看護師の特定行為研修の修了状況」および県独自調査についての記入欄があります。

別紙（注意事項）

- 1 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 2 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 3 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 4 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 5 （公財）岩手県対がん協会（公財）岩手県予防医学協会などの検診機関において業務に従事する者については「診療所」の「無床」に計上すること。
- 6 「助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記載すること。
- 7 事業所内に設置された診療所については、「診療所」ではなく「事業所」に含むものとする。
- 8 「介護保険施設等」は、「病院」、「診療所」、「訪問看護ステーション」及び「地域包括支援センター」に該当するものを除くものとする。
- 9 「社会福祉施設」は、「病院」から「介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
- 10 「雇用形態」は、次により記載すること。

1 正規雇用	施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者
2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者)	パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者
3 派遣（紹介予定派遣を含む）	派遣会社から派遣されている者

- 11 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。

1 フルタイム労働者	1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者
2 短時間労働者	フルタイム労働者と比較して1週間の所定労働時間が短い者 <u>（ ）は、常勤換算した数値を小数点以下第1位で記入すること（小数点以下第2位を四捨五入）。なお、これが0.1に満たない場合は0.1と記入すること。</u> $\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$ <p>（例1）フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、①週2日8時間勤務の場合（アルバイト等）②週5日6時間勤務の場合（育児短時間勤務等）</p> $\begin{array}{r} \text{①}8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日} \\ \text{②}6 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \\ \hline 40 \text{ 時間} \end{array} \quad \begin{array}{l} = \text{①}0.4 \text{ 人} \\ \text{②}0.8 \text{ 人} \end{array}$

- 12 「従事開始の理由」は、次により記載すること。

新規	免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）
再就業	現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「新規」を除く。）
転職	現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合
その他	「新規」、「再就業」及び「転職」のいずれにも該当しない場合

- 13 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。

- ・「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省第33号）別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
- ・「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。
- ・「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。